

東京大学教職員兼業規程の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成31年3月22日

東京大学総長 五 神 真

東京大学教職員兼業規程の一部を改正する規則（平成31年3月22日東大規則第97号）

改正理由：① 株式会社の社外取締役兼業について、許可対象とすることに伴い、所要の改正を行うものである。

② 兼業申請手続きの合理化を図るため、兼業許可期間の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行	改 正
<p>（略）</p> <p>（當利企業の事業への関与制限）</p> <p>第3条 教職員は、商業、工業、金融業等利潤を得てこれを構成員に配分することを主目的とする企業体で、会社法上の会社のほか、法律によって設立される法人等で、主として営利活動を営む団体（以下「當利企業」という。）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、業務を執行する社員、理事、監事、発起人及び清算人をいう。）、支配人その他の重要な使用人、顧問若しくは評議員（以下この条において「役員等」という。）の職を兼ね、又は自ら當利企業を営んではならない。ただし、特別な事情により許可を得た場合及び小規模の不動産又は駐車場の賃貸については、この限りではない。</p> <p>2 東京大学教員の就業に関する規程（平成16年規則第16号。以下「教員就業規程」という。）第2条第1号に規定する大学教員（以下「大学教員」という。）は、次の各号に掲げる當利企業の役員等の職を兼ねることが、審査に基づき承認された場合は、前項本文の規定にかかわらず、その兼業を行うことを許可されたものとする。</p> <p>(1) 技術移転事業者（TLO）の役員等 <u>（監査役を除く。）</u></p> <p>(2) 研究成果活用企業の役員等 <u>（監査役を除く。）</u></p> <p>(3) 本学が承認する技術移転関連事業者の役員等 <u>（監査役を除く。）</u></p> <p>(4) 株式会社の監査役</p> <p>3 前項の規定により許可された兼業については、その状況について公表するものとする。</p>	<p>（略）</p> <p>（當利企業の事業への関与制限）</p> <p>第3条 教職員は、商業、工業、金融業等利潤を得てこれを構成員に配分することを主目的とする企業体で、会社法上の会社のほか、法律によって設立される法人等で、主として営利活動を営む団体（以下「當利企業」という。）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、業務を執行する社員、理事、監事、発起人及び清算人をいう。）、支配人その他の重要な使用人、顧問若しくは評議員（以下この条において「役員等」という。）の職を兼ね、又は自ら當利企業を営んではならない。ただし、特別な事情により許可を得た場合及び小規模の不動産又は駐車場の賃貸については、この限りではない。</p> <p>2 東京大学教員の就業に関する規程（平成16年規則第16号。以下「教員就業規程」という。）第2条第1号に規定する大学教員（以下「大学教員」という。）は、次の各号に掲げる當利企業の役員等の職を兼ねることが、審査に基づき承認された場合は、前項本文の規定にかかわらず、その兼業を行うことを許可されたものとする。</p> <p>(1) 技術移転事業者（TLO）の役員等</p> <p>(2) 研究成果活用企業の役員等</p> <p>(3) 本学が承認する技術移転関連事業者の役員等</p> <p>(4) 株式会社（第1号から第3号までに該当する場合を含む。）の監査役</p> <p>(5) 株式会社（第1号から第3号までに該当する場合を除く。）の社外取締役</p> <p>3 前項の規定により許可された兼業については、その状況について公表するものとする。</p>

(略)

(兼業の許可期間)

第6条 許可することができる兼業（第3条第2項により許可する兼業を除く。）の期間は、1年以内（法令等に任期の定めがある職につく場合は、4年を限度）とする。ただし、許可を得て兼業の期間を更新することを妨げるものではない。

(略)

(略)

(兼業の許可期間)

第6条 許可することができる兼業（第3条第2項により許可する兼業を除く。）の期間は、2年以内（法令等に任期の定めがある職につく場合は、4年を限度）とする。ただし、許可を得て兼業の期間を更新することを妨げるものではない。

(略)

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。